

平成 21 年 8 月 13 日

東会からのお知らせ No.135

◆ 会長より

- 西東京市によるせせらぎ公園植生管理作業が 8 月 3 日(月)から 7 日(金)に行われます。
- 消火器具の定期点検が 8 月 13 日(木)13:00~16:00頃の予定で行われます。詳しくは各家庭配布のお知らせをご覧ください。
- 排水管清掃が予定していた通り、8 月 19 日(水)~23 日(日)に行われます。詳しくは各家庭配布のお知らせをご覧ください。
- 居住者が駐輪所に停めたバイクより持ち物を盗まれる事件がありました。不審者を見かけたら交番に届けてください。
- 7 月に実施したアンケートで 105 世帯中 70 件回収、内 65 件の賛同を頂きましたので、公社による可動式の塩ビ製ポールを設置していく予定となります。

◆ 副会長より

- 7 月上旬に東側公道に面した街路樹が風圧により折れていきました。これからも台風などで同じような事が予測できますので、公社に剪定作業を要望していきたいと思います。

◆ 設備係より

- 中階段の B1 から 1F の踊り場天井に照明がなく日中でも暗く不便だという意見がありましたので、要望書を作成して公社へ提出する予定です。

◆ 自動車・自転車係より

- 居住者宅へ定期的に訪問介護やヘルパーの方が自転車で来ているので、来客用の自転車置き場を設ける事ができないかと思います。

* 団地内にたばこの吸い殻ゴミが目立ちます。処理は各自で行ってください。

次回役員会 9 月 5 日 (土) 19:00 ~

次回全体掃除 9 月 6 日 (日) 9:00 ~

都営柳沢 6 丁目アパート東会自治会・会員各位

[居住者全員アンケートです]

「団地内通路の自動車往来、長時間駐車の問題について」

団地内通路において「道路交通法上の公道ではない」ことを理由に、猛スピードで走り抜けて行く自動車や長時間の無断駐車車両の侵入が、時間を問わず発生・増加しています。

元々、緊急車両の進入妨害になるという理由から、団地内通路や、空地への無断駐車は認めていながら公社見解ですが、自治会活動の一環で「短時間に限る来客用駐車証」を発行して、建設以来 15 年間にわたり公社に黙認して頂き、これまで来れたのが実情です。

(※団地内には住民専用の有料駐車場が 53 台分あり、定期的な公開抽選で利用者を決定しています)

しかし、現在の状態では、「せせらぎ公園で遊ぶ子供たちや、高齢者・障害者を主として歩行者が通行する際の安全性確保」。さらには、東京都住宅供給公社および東会自治会規則の遵守」という側面から、もはやこれより先、容認はできないという寸前まで来ています。

(* 道路交通法の範疇外であっても、車庫法、都条例などの規定に抵触するのは明白です)

6月17日（水）午後3時より、堀本会長と、南会の小田会長、東会の松浦役員3名が、小平センターに出向き、都営住宅担当係長と当事案の解決策を打ち合わせてまいりました。

その結果、現在は幅員 5. 25 m (対向車通行可) ある通路に「可動式の塩ビ製ポール」を、公社側の経費負担で必要本数を設置してくださることを提案していただきました。

(* 通路の幅員は狭くありますが、通常の乗用車の車幅は最大でも 2 m 程度なので問題ありません)

これにより、

①侵入車両の徐行・注意運転を促す (※制動距離を短縮して人身事故の発生を防止する)

②長時間の無断駐車を抑制する (※部外者による連日の迷惑駐車や関連事故を阻止する)

かつ、

③素材が塩ビ製なので、大型緊急車両の進入が必要な際は、その車体で粉碎できる

(※大規模災害発生の際に、速やかな消火、救助活動が行なえる)

という、一石三鳥の効果が期待できます。

さらに、東会自治会会員の「短時間の来客用に限る駐停車スペース」を確保でき、これまで 15 年間にわたり維持してきた、東会会員の皆さまの既得権益も守ることができます。

上記につき賛同、または反対意見を広く求めます。ご署名の上、ご意見をお書きください。

【7月 26 日（日）を回収日として、各階のフロア役員にお渡しください】

□賛同する

□反対する (*反対の場合、具体的な「ご意見と代替案」を、必ずお書き添えください)

ご意見・代替案

(注: 框内で収まらない場合は、裏面にどうぞ)

号室・氏名

印

発起人：平成 21 年度 東会自治会役員一同